

### 特定非営利活動法人の設立の認証申請について（公告）

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。

なお、特定非営利活動促進法第10条第2項に規定する申請書の添付書類は、新潟県県民生活・環境部県民生活課及び上越地域振興局において縦覧に供する。

平成25年10月1日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 申請のあった年月日  
平成25年9月13日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人シニアライフサポートにいがた
- 3 代表者の氏名  
高橋 弘子
- 4 主たる事務所の所在地  
上越市本町3丁目2番30号タカハシビル2F
- 5 定款に記載された目的  
この法人は、様々な就労促進活動により国民一人一人の自立を促すと同時に自己実現の機会を創出し、国民一人一人の生活品質（QOL）の向上を目指すことを目的とする。
- 6 定款に記載された特定非営利活動の種類
  - (1) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
  - (2) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
  - (3) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
  - (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動